

～地域でのサロン活動を支援します～

【地域サロン活動支援事業補助金】

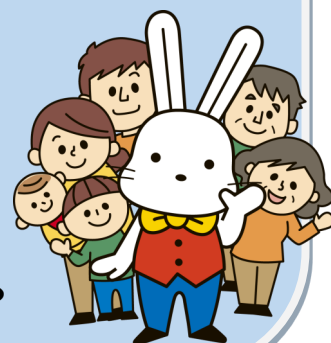
◆「サロン」とは？

身近な地域を拠点に、地域住民が主体となって運営する、ふれあいの場のこと。地域にサロンが増えることによって、お互いに見守り、支えあう地域の活動の輪が広がることを目指しています。



福島市は、地域を拠点に、地域住民が主体となって運営し、継続的な『サロン（ふれあいの場）』活動を行う団体を支援します！

身近な地域でお互いに見まもり、
支え合うまちづくりに取り組んでみませんか？



●対象団体：

概ね10名以上の地域住民で構成され、身近な地域を拠点とし、自主的にサロン（ふれあいの場）活動をおこなう団体

●対象事業：

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間で、申請月から数えて
2回以上行う地域サロン活動

※詳しい要件や補助金のメニューは裏面をご覧ください。

※福島市及び福島市社会福祉協議会等から補助金等の交付を受けていない事業が対象です。

●申請期間：

令和6年5月1日～12月2日（予算額に到達次第、終了します）

【お問い合わせ先】

福島市役所共生社会推進課地域共生係 TEL 572-3948

▶ 地域サロン活動支援事業補助金について

補助金のメニューは（１）～（３）の３種類あります。

（１）地域サロン立ち上げの支援

補助期間：初年度のみ

内 容：地域サロン立ち上げのための補助

補助額：実費分を補助 ※【上限：年額30,000円】

（２）広域の住民を受け入れる地域サロンへの支援

補助期間：連続して3年度まで ※毎年度申請が必要

内 容：居住する地域のみならず、近隣（大字外）の住民も受け入れて、活動する地域サロンへの補助

※申請要件の確認のため、事前に共生社会推進課へご相談ください。

補助額：実費分を補助 ※【上限：年額30,000円】

（３）地域サロン活動を行うための会場使用料の支援

補助期間：連続して3年度まで ※毎年度申請が必要

内 容：地域サロン活動を行うために使用する会場の使用料の補助

補助額：実費分を補助 ※【上限：月額2,000円】



※※ご注意ください※※

複数のメニューを同時に申請することはできません。

各メニューの要件を満たせば、最大で7年間の補助が受けられます。

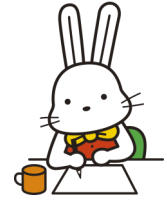
〈例〉初年度：（１）地域サロン立ち上げの支援

2～4年度：（３）地域サロンを行うための会場使用料の支援

5～7年度：（２）広域の住民を受け入れる地域サロンへの支援

各メニューの要件は
チェックリストでご確認
ください。

▶ 補助金申請方法について



①申請書、②実施計画書、③収支予算書 に必要事項を記入。

※【(2)広域の住民を受け入れる地域サロンへの支援】をご申請の場合、

①～③の書類に加え、④名簿が必要となります。

(名簿の様式は、共生社会推進課窓口または、市のホームページより取得いただけます。)

共生社会推進課窓口 (本庁舎2階) へ持参

または 共生社会推進課のメールアドレスへメール送信 にて申請ください。

(tiiki@mail.city.fukushima.fukushima.jp)

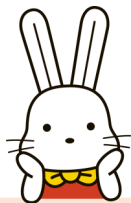
※申請書等様式は、共生社会推進課窓口でお渡ししている
ほか、市のホームページにて取得いただけます。 ⇒⇒⇒



福島市 地域サロン



で検索、または右上のQRコードよりお進みください。



まずは、はじめてみませんか？

～サロン活動ってどんなこと??～

例えば…

近所には高齢者のみの世帯が多く、最近ではご近所同士の交流が少なくなっていることが気になっていたAさんは、近所の数人に声をかけ、高齢者の方を集会所に呼んで茶話会を開くことにしました。

ご近所の手伝ってくれる人達と一緒にチラシを作り、参加者を募ったところ、Aさん達を含めて10人ぐらいの人が集まりました。

当日は、お茶とお菓子代として、参加する人達から会費200円を集めて実施しました。茶話会は大変好評で、Aさんたちはこれから月に1回のペースで茶話会を続けることにしました。

今後は、集会所での茶話会だけでなく、花見など季節の行事も計画し、市の「地域サロン活動支援事業補助金(1)地域サロン立ち上げの支援」も申請しました。地域のサロンとして、翌年度以降も継続していく予定です。

❁気軽に行っていただくため、活動内容については、茶話会や簡単な料理作り、会食、ゲームや合唱、健康体操、世代交流など、サロンごとに自由に決めることができます!!

地域サロン活動支援事業 Q&A



● 対象団体について

よくある質問	回答
既存の団体でも対象となりますか？(町会、老人クラブ、婦人会、育児サークル等)	要件を満たしていれば対象となります。 (チェックリストをご活用ください。) ただし、地域福祉の推進を目的とした活動であることが条件となります。
概ね10名とは？ 当日集まった人数が10名に満たない場合は対象となりませんか？	参加者(ボランティア含む)の人数が、あわせて10名以上いることが必要です。 例)ボランティアと参加対象者あわせて15名いるが、当日参加したのは全員で9名だった場合は対象となります。

● 対象事業・補助金について

よくある質問	回答
事業の対象となる期間は？	対象期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。 実施回数は、申請した月から数えます。 申請期限は12月2日です。(※12月1日が休日のため)
自主的に開催する事業とは？	サロン参加者による事業です。学習センターや他団体の主催事業等への参加は補助対象になりません。 理想は、誰でも気軽に参加できる事業です。 例)地域の行事やお祭り、文化祭等の参加は対象になりません。
福島市及び福島市社会福祉協議会等の補助とは？	福島市の補助金等や福島市社会福祉協議会・地区協議会によるサロンへの補助、共同募金会の助成などです。 これらの補助等を受けている、または受けていたことがある団体は、補助の対象になりません。
活動内容はどんな内容でもいいのですか？	地域の方が気軽に参加できるものであれば、どんな内容でもかまいません。 ただし、地域福祉の推進が目的のため、特定の趣味活動だけを行う場合は対象になりません。
「(1)立ち上げの支援」、「(2)広域支援」の補助金の使いみちには制限がありますか？	「諸謝金、消耗品費、食糧費、印刷費、郵便料、物品購入費、会場使用料(冷暖房費、光熱費等を含む)、保険料、その他市長が必要と認めるもの」が補助の対象となります。
「(2)広域支援」の近隣(大字外)の範囲とは？	お電話または、窓口にて確認いたしますので、申請前に共生社会推進課(024-572-3948)までお問い合わせください。